

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、当審査会に平成〇年〇月〇日付けの労働保険再審査請求書（以下「再審査請求書」という。）を提出し、当審査会は同年〇月〇日にこれを受け付けた（以下この請求を「本件再審査請求」という。）。
- 2 本件再審査請求に至る経過は、次のとおりである。

（1）請求人は、請求人の亡夫がA県のBにおいて石綿作業に従事したことにより石綿に起因する疾病に罹患し、平成〇年〇月〇日に死亡したとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付を請求をしたところ、監督署長は平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求したが、審査官はこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、当審査会に再審査請求（平成20年労第517号事件。以下「前々回再審査請求」という。）をした。

当審査会は、請求人の再審査請求について、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し、請求人に前々回再審査請求に係る裁決書の謄本を送付した。

（2）その後、請求人は、上記請求と同じ理由により、監督署長に対し、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）による特別遺族給付金を請求したが、監督署長は平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として審査官に審査請求したが、審査官はこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、当審査会に再審査請求（平成24年労第904号事件。以下「前回再審査請求」という。）をした。

当審査会は、請求人の再審査請求について、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し、請求人に前回再審査請求に係る裁決書の謄本を送付した。

(3) 請求人は、再審査請求書において「原処分をした労働基準監督署長名」、「原処分のあったことを知った年月日」、「決定をした労働者災害補償保険審査官の氏名」及び「決定書の謄本の送付を受けた年月日」を、記載していないため、本件再審査請求の経緯は明らかではない。そこで、当審査会においては、請求人が提出した資料を精査したところ、請求人は、請求人の亡夫がA県のBで石綿作業に従事し、平成〇年〇月〇日に石綿に起因する疾病により亡くなったと主張しているものと判断した。

3 以上の経過から、請求人は、別紙による本件再審査請求において、前々回再審査請求及び前回再審査請求の裁決結果を不服として、同一趣旨の再審査請求を行っていると認められるものであり、同一事件について再度再審査請求をすることによって原処分庁の決定の取消しを求めることはできず、また、当審査会がした裁決について再度当審査会に再審査請求することもできないものであることから、本件審査請求は不適法なものであり、かつ、その性質上その欠陥を補正することができないものであると判断する。

4 以上のとおり、請求人の本件再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。